

葛飾区体育施設指定管理者が特に認める期間前受付に関する基準

平成 25 年 1 月 24 日

葛飾区体育施設指定管理者

(目的)

第1条 この基準は、葛飾区体育施設条例施行規則第6条第3項ただし書に規定する葛飾区体育施設指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に認める申請期間前の受付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受付対象となる施設)

第2条 申請期間前の受付の対象となる施設は、葛飾区体育施設条例第2条第1項に規定する施設とする。

(受付対象団体及び優先順位)

第3条 申請期間前の受付をすることができる場合は、別表のとおりとする。

(受付期間)

第4条 別表に定める優先順位1位に該当する場合の申請期間前の受付をすることができる期間は、当該施設の利用を希望する日の属する年度の前年度の4月1日から当該施設の申請期間開始日の1週間前までとする。

2 別表に定める優先順位2位から5位までに該当する場合の申請期間前の受付をすることができる期間は、当該施設の利用を希望する日の属する年度の前年度の11月又は12月に開催される利用調整会議の日から当該施設の申請期間開始日の1週間前までとする。

3 前2項の場合において、同時に申請があった場合は、別表に規定する優先順位によるものとし、同順位の場合は各号記載の順序により承認する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該施設の申請期間開始日の1週間前を過ぎた場合においても、指定管理者が特に必要と認めたときは、委員会の承認を得た上で、申請を受け付けることができる。

(受付の手続)

第5条 申請期間前の利用申込みをする場合は、葛飾区体育施設利用申込書と依頼文を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請期間前の受付は、総合スポーツセンター体育館において行う。

3 この基準における書類の様式は、別紙を例とする。

付 則

この基準は、平成 25 年 1 月 24 日から施行する。

別 表

優先順位	申請期間前受付ができる場合
1	(1) 葛飾区（以下「区」という。）又は葛飾区教育委員会（以下「委員会」という。）がその行政目的を遂行するために使用する場合 (2) 指定管理者が主催するスポーツ等の行事に使用する場合 (3) 区内の学校（幼稚園を含む。）及び保育園が教育目的のために使用する場合 (4) 区又は委員会と連携・協働して、スポーツ振興や地域活性化の推進に貢献するためのスポーツ活動を目的として使用する場合 (5) その他、委員会が特に必要と認めた場合
2	(1) 葛飾区体育協会及びその加盟団体、青少年育成地区委員会、子ども会、小学校・中学校 P T A、自治町会等が公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事に使用する場合 (2) 区に登録した身障・高齢者団体が自ら行う行事のために使用する場合
3	(1) 区又は区内の公共団体及び区内の公益団体が公共目的又は公益目的（福利厚生目的を含む。）でスポーツ等の行事に使用する場合 (2) 東京都体育協会及びその加盟団体が公共目的又は公益目的でスポーツ等の行事に使用する場合
4	(1) 他区が主催するスポーツ等の行事に使用する場合 (2) 他区の学校（大学・専門学校は除く。）が主催するスポーツ等の行事に使用する場合 (3) 委員会を後援・協賛する等、委員会に協力的な団体がスポーツ等の行事に使用する場合（区又は委員会が共催する場合に限る。）
5	(1) 一般の団体が区民及び区内の団体を対象に行う大規模なスポーツ行事に使用する場合